



空き家を売りたい
賃貸はどうなの？

地震などで
倒壊しないか
心配…



住まいが
将来空き家になる

空き家についてお困りのことや
心配なことはありませんか？

空き家を処分したいけど
隣接地との境界は？



相続する場合は
どうなるの？



近所に
迷惑かけたくない



空き家

無料相談会

相談会は事前予約制です。

日時 平成 30年 9月29日(土) 10:00~16:00

会場 鈴鹿市男女共同参画センター
ジェフリーすずか 3階ホール

空き家をお持ちの方のお悩みや、お住まいの住宅を将来
「空き家」にしないために、専門家が様々なご相談にお応えします。



お困りごとを
お気軽に
ご相談ください

主催 鈴鹿市, 空き家ネットワークみえ ※

※ (一社) 三重県建築士事務所協会, (一社) 三重県不動産鑑定士協会, 三重県司法書士会,
三重県土地家屋調査士会, (一社) 三重県建設業協会, 東海税理士会三重県支部連合会,
(公社) 三重県宅地建物取引業協会の7団体による空き家対策推進のための協議会です。



お問い合わせ

鈴鹿市 住宅政策課 管理グループ TEL059-382-7616

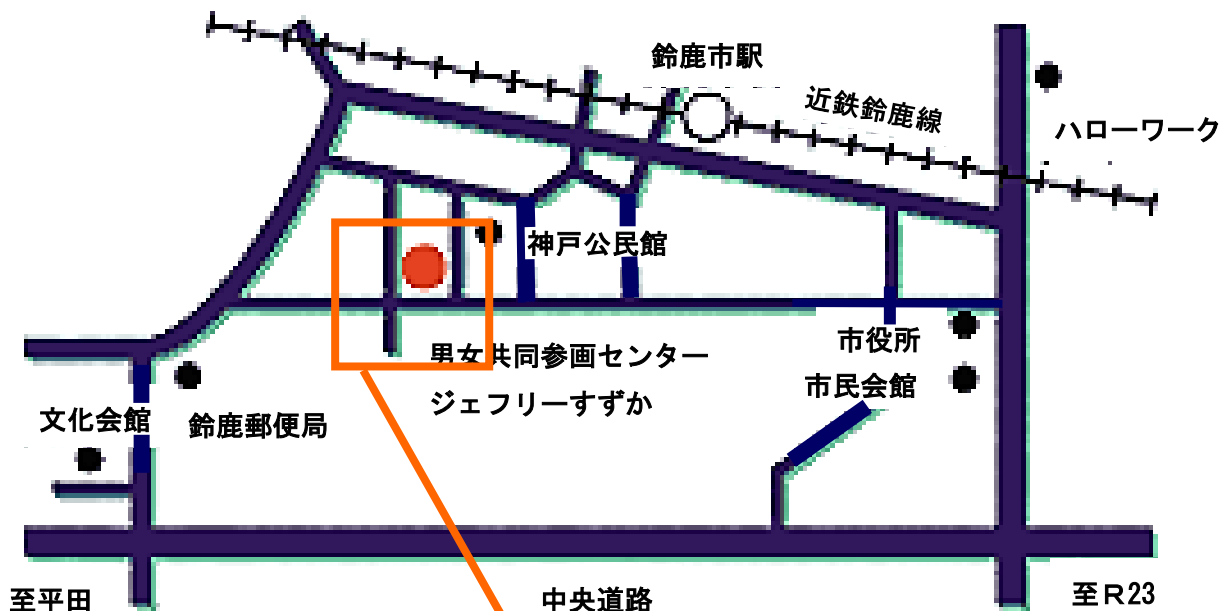
○対象者

- ・ 鈴鹿市内に空き家を所有する方
- ・ 住宅などの相続や処分についてお困りの方

○注意事項

- ・ 相談内容は、空き家の売却、賃貸、相続登記など空き家に特化したもので、空き地については対象外となります。
- ・ 登記簿謄本、戸籍等の写しをお持ちの方は、ご用意いただくと相談が円滑に進みます。
- ・ 各団体毎に相談ブースを用意し、随時、御相談に応じます。(1組当たりの相談時間は30分程度以内) ※相談内容によって順番が前後する場合があります。

会場案内



会場 鈴鹿市男女共同参画センター

ジェフリーすずか

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15-18

近鉄鈴鹿市駅から徒歩約6分



9月29日 空き家無料相談会

先着順 申込書

申込期間

8月1日～31日

[TEL:059-382-7616](tel:059-382-7616)

E-mail: jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp

提出先: 市役所 10階 住宅政策課

又は各地区市民センター

相談会は事前予約制です。(相談内容によって順番が前後する場合があります。)

ご相談の空き家の状況や相談内容がわかるとスムーズに相談が進みます。

(登録簿謄本, 戸籍等の写しをお持ちの方はご用意いただくと相談が円滑に進みます。)

ふりがな		電話番号	()
氏名		FAX 番号	()
住所			

※日中連絡のとれる番号をご記入ください。

空き家所在地	鈴鹿市		
所有者氏名	(申込者との関係:)		
築年数	年	空き家期間	・空き家期間 (年 月) ・今後空き家になる可能性がある
相談希望時間	【第1希望】 <input type="checkbox"/> 10時～ <input type="checkbox"/> 11時～ <input type="checkbox"/> 12時～ <input type="checkbox"/> 13時～ <input type="checkbox"/> 14時～ <input type="checkbox"/> 15時～ 【第2希望】 <input type="checkbox"/> 10時～ <input type="checkbox"/> 11時～ <input type="checkbox"/> 12時～ <input type="checkbox"/> 13時～ <input type="checkbox"/> 14時～ <input type="checkbox"/> 15時～ ※相談時間が確定次第ご連絡いたします。(1組当りの相談時間30分程度以内)		
相談内容	該当する項目に○をつけてください 1. 相続 2. 境界 3. 耐震・リフォーム・取壊し 4. 売却・賃貸・活用 5. 管理 6. その他 () 具体的な相談内容		

※ご記入いただいた個人情報は相談会に関わる目的にのみ利用し他の目的には使用いたしません。